

収入未済繰越調定手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
住宅まちづくり部 住宅経営室 経営管理課	収入済みとならなかった下記の平成28年度歳入について、繰越処理の決裁手続を行っていなかった。	検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。	検出事項の団地内施設使用料については、出納整理期間中に納入されず平成28年度未収入金となったが、出納閉鎖後の6月6日に納入された。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>歳入名称</th> <th>調定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団地内施設使用料（グループホーム等）</td> <td>71,438円</td> </tr> <tr> <td>団地内施設使用料（グループホーム等）</td> <td>68,300円</td> </tr> <tr> <td>団地内施設使用料（グループホーム等）</td> <td>68,300円</td> </tr> <tr> <td>団地内施設使用料（グループホーム等）</td> <td>68,300円</td> </tr> <tr> <td>団地内施設使用料（グループホーム等）</td> <td>68,300円</td> </tr> <tr> <td>団地内施設使用料（グループホーム等）</td> <td>68,300円</td> </tr> <tr> <td>団地内施設使用料（グループホーム等）</td> <td>68,300円</td> </tr> </tbody> </table>	歳入名称	調定額	団地内施設使用料（グループホーム等）	71,438円	団地内施設使用料（グループホーム等）	68,300円	団地内施設使用料（グループホーム等）	68,300円	団地内施設使用料（グループホーム等）	68,300円	団地内施設使用料（グループホーム等）	68,300円	団地内施設使用料（グループホーム等）	68,300円	団地内施設使用料（グループホーム等）	68,300円	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （翌年度への調定繰越し） 第30条 歳入徴収者は、毎会計年度において調定した金額で、当該年度内に、収入済みとならなかったもの（不納欠損として整理したものを除く。）は翌年度の調定額に繰り越さなければならない。</p> </div>	出納閉鎖後の歳入については、繰越処理の決裁手続を行った上で、収入更正を行うべきところを、繰越処理を失念し、平成29年度歳入として収入更正のみを行った。
	歳入名称	調定額																	
	団地内施設使用料（グループホーム等）	71,438円																	
	団地内施設使用料（グループホーム等）	68,300円																	
	団地内施設使用料（グループホーム等）	68,300円																	
	団地内施設使用料（グループホーム等）	68,300円																	
	団地内施設使用料（グループホーム等）	68,300円																	
	団地内施設使用料（グループホーム等）	68,300円																	
団地内施設使用料（グループホーム等）	68,300円																		
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則の運用】 第30条関係 1 毎会計年度において調定した金額で、出納閉鎖の日までに収納済とならなかったもの（不納欠損として整理したものを除く。）は、翌年度の調定額として繰り越さなければならない。なお、前年度から繰越しをした調定額で、出納閉鎖の日までに収納済とならなかったもの（不納欠損として整理したものを除く。）は、再度翌年度の調定額に繰り越し、その後逡次繰越しをするものとする。</p> <p>2 調定繰越しは、システムにより繰越伺書（様式第12号の2）を作成することにより行うものとする。なお、システムにより作成される収入未済繰越一覧表（様式第12号）は、歳入徴収者が繰越伺書に添付して保管しなければならない。（ただし書略）</p> </div>	今回の指摘を踏まえ、平成31年3月から出納閉鎖の日までの期間に、未収入金の使用料の有無を複数の者で常時確認するとともに、未収納の使用者に対して速やかに使用料を収めるよう催告を行っていく。																	
		また、収入済みとならなかった使用料については、確実に繰越処理を行うよう周知徹底を行った。																	
		今後は、当室の職員を会計研修へ積極的に参加させることにより、財務会計事務に関する理解を深め、繰越処理を伴う業務の実施に当たって、大阪府財務規則等関係法令に基づき、適正な事務執行を行う。																	

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月11日から同年7月11日まで）